第○条（反社会的勢力の排除）

１　甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約する。

（１）　次に掲げる事項に該当しないこと

イ　暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと

ロ　役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと

（２）　反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと

（３）　不当な要求行為をしないこと

（４）　その他、業務内容が公序良俗に違反すると認められる行為

２　甲及び乙は、相手方が前項に掲げる事項に違反した場合、何らの催告を要さずに本契約を解除することができる。

３　前項の解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償を妨げない。ただし、解除された者は、相手方に対し一切の請求を行わない。